

改正案

現行

<p>（適格性の認定の申請）</p> <p>第二十三条 金融機関又は銀行持株会社等（法第二条第五項に規定する銀行持株会社等をいう。以下同じ。）は、法第六十一条第一項（法第一百一条第五項及び第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十九条第二項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（第一号措置に係る株式交換等の認可）</p> <p>第二十九条の二 法第一百八条の二第一項（法第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による株式交換等（法第一百八条の二第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（同項に規定する発行金融機関等をいい、承継金融機関（法第一百八条の三第二項第一号に規定する承継金融機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）であつて機構が現に保有する取得株式等（法第一百八条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この条において同じ。）である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（法第一百八条の三第五項に規定する組織再編成後発行銀行</p>	<p>（適格性の認定の申請）</p> <p>第二十三条 金融機関又は法第二条第五項に規定する銀行持株会社等（第三十六条第四項において「銀行持株会社等」という。）は、法第六十一条第一項（法第一百一条第五項及び第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十九条第二項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p>
---	---

持株会社等をいう。)を含む。)は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株式交換等に関する株主総会の議事録

三 株式交換契約書(株式移転にあつては、商法第三百六十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類)

四 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは剰余金処分計算書又は損失処理計算書若しくは損失金処理計算書、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

五 法第百八条の二第二項第一号(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に掲げる要件に該当することを証する書面

六 株式交換等の前において機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合及び株式交換等の後において機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が法第百八条の二第二項第一号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合を記載した書面

七 法第百八条の二第一項の認可を受けて当該発行金融機関等に係る対象子会社等(法第百八条の三第四項に規定する対象子会社等をいう。以下同じ。)が法第百八条の二第三項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。)により提出することが見込まれる経営健全化計画(法第百五条第三項に規定する経営健全化計

画をいう。以下同じ。）に記載される前号に規定する会社における
令第二十五条の四第三号に掲げる方策の概要を記載した書面その
他の法第百八条の二第二項第三号（法百八条の三第八項において
準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面
八 その他法第百八条の二第一項の認可に係る審査をするため参考
となるべき書類

（第一号措置に係る組織再編成の認可）

第二十九条の三 法第百八条の三第一項（同条第四項において準用す

（新設）

る場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による組織再編成
（同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）の認可を受
けようとする対象金融機関（同項に規定する対象金融機関をいう。

以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に
掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 合併 合併契約書及び銀行法施行規則第二十二条第二号、長

期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第二

十一条第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第

十五号）（第十一条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規

大蔵、厚生、

則（昭和三十年農林、通商産業、省令第一号）（第七条第一項第

運輸、建設

大蔵

六号又は労働金庫法施行規則(昭和五十七年 省令第一号)

労働

第七条第一項第二号に掲げる書類

ロ 会社の分割又は会社の分割による営業の承継 分割計画書又は分割契約書及び銀行法施行規則第二十二条の二第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十一条の二第二号に掲げる書類

ハ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約書及び銀行法施行規則第二十三条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二条第二号、信用金庫法施行規則第十二条第一項第二号若しくは第十三条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則第五条の二の二第二号若しくは第五条の二の三第二号又は労働金庫法施行規則第八条第一項第二号に掲げる書類

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは剰余金処分計算書又は損失処理計算書若しくは損失金処理計算書、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を
知ることのできる書類

四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)又は金融

機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の規定による認可を必要とする組織再編成であるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書類

五 法第百八条の三第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

六 組織再編成に係る承継金融機関又は承継子会社（法第百八条の三第四項に規定する承継子会社をいう。）がある場合における当該承継金融機関又は承継子会社が同条第三項の規定（同条第四項において準用する場合を含む。）により提出することが見込まれる経営健全化計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号及び第四号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

七 その他法第百八条の三第一項の規定による認可に係る審査をすすめるため参考となるべき書類

第二十九条の四 法第百八条の三第五項による組織再編成の認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 前条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類

二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 合併 合併契約書及び銀行法施行規則第三十四条の二十九第

一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十第一項

第二号に掲げる書類

（新設）

ロ 会社の分割又は会社の分割による営業の承継 分割計画書又は分割契約書及び銀行法施行規則第三十四条の三十第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十の二第一項第二号に掲げる書類

ハ 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約書及び銀行法施行規則第三十四条の三十一第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十一第一項第二号に掲げる書類

三 法第百八条の三第六項第一号に掲げる要件に該当することを証する書面

四 法第百八条の三第六項第一号に規定する他の銀行持株会社等がある場合における当該発行金融機関等に係る対象子会社等が同条第七項の規定により提出することが見込まれる経営健全化計画の概要を記載した書面その他の同条第六項第二号及び第三号に掲げる要件に該当することを証する書面

五 その他法第百八条の三第五項の認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(特別危機管理銀行の財務の公表)

第三十条 (略)

2 前項の貸借対照表は、銀行法施行規則第十九条第一項又は長期信用銀行法施行規則第十八条第一項に規定する様式により作成するものとする。

(特別危機管理銀行の財務の公表)

第三十条 (略)

2 前項の貸借対照表は、銀行法施行規則第十九条第一項又は長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第十八条第一項に規定する様式により作成するものとする。

(負担金の額の計算上除かれる負債)

第三十二条 法第百二十二条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 信用金庫法施行規則第五条の二の五、労働金庫法施行規則第三条の二の五、協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)第五条の三の五及び商法施行規則(平成十四年法務省令第二十二号)第四十三条の規定に基づき計上された引当金

二 了五 (略)

(經由官庁等)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 金融機関及び銀行持株会社等(金融庁長官が指定するものを除く。)は、第二十三条に規定する認定申請書、第二十九条の二から第二十九条の四までに規定する認可申請書若しくは法第五十九条第六項(法第百一条第五項及び第百十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十条第二項並びに第六十五条及び第六十六条第一項(これらの規定を法第百一条第七項及び第百十八条第四項において準用する場合を含む。)に規定する報告を金融庁長官に提出するとき

(負担金の額の計算上除かれる負債)

第三十二条 法第百二十二条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第五条の二の五、労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号)第三条の二の五、協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)第五条の三の五及び商法施行規則(平成十四年法務省令第二十二号)第四十三条の規定に基づき計上された引当金

二 了五 (略)

(經由官庁等)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 金融機関及び銀行持株会社等(金融庁長官が指定するものを除く。)は、第二十三条に規定する認定申請書並びに法第五十九条第六項(法第百一条第五項及び第百十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十条第二項、第六十五条及び第六十六条第一項(これらの規定を法第百一条第七項及び第百十八条第四項において準用する場合を含む。)に規定する報告を金融庁長官に提出ときは、金融機関又は銀行持株会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管

又は法第百八条の二第三項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）、第百八条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同条第七項の規定により経営健全化計画を金融庁長官に提出するときは（前号の規定により金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出する場合を除く。）、金融機関又は銀行持株会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長とする。次条において同じ。）を経由して提出しなければならない。

（予備審査）

第三十七条 金融機関及び銀行持株会社等は、法第六十一条第一項の認定、法第六十七条第二項の承認又は法第百八条の二第一項、法第百八条の三第一項若しくは第五項の認可を受けようとするときは、当該認定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官又は財務局長（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣。以下この条において「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所
の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長と
し、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の
管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長と
する。）を経由して提出しなければならない。

（新設）